



岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岐阜市教育委員会 教育長

水川和彦

岐阜市教育委員会規則第7号

岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則（昭和44年岐阜市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>岐阜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>岐阜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例</u>（昭和44年岐阜市条例第29号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、<u>岐阜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会</u>（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例</u>（昭和44年岐阜市条例第29号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、<u>岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会</u>（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。